



広
報

みさき

町 規 模		
世帯数	1,886戸	前年比 (一1)
人口	5,400人	(一7)
男	2,507人	(一2)
女	2,893人	(一5)
(昭和63年10月31日現在)		

発行	昭和63年10月31日	No.133
編集	愛媛県西宇和郡三崎町	印刷
	三崎町役場 ☎54-1111	豊 豫 社
	総 務 課	



厄年の男性がまつりの先陣をきる「天狗もち」

豊作を祈って 静かに秋まつり

秋まつり

十月八日、九日の二日間、町の秋まつりが、天皇陛下ご病氣により自粛のもとおこなわれました。

宵祭りは早朝より五つ鹿踊り角力甚句、唐獅子等(二名津・南部地区は唐獅子)部落各戸を踊ってまわり、夜は氏神様でおかぐら。

秋祭り本番(九日)は、例年行

なわれている牛鬼と四ツ太鼓のねりと喧嘩はなく、みこし三休がお旅所へ下りそのおともに、お船(住吉様)とお車(義経様)の参加で伝統行事がおこなわれました。

お知らせ

三崎診療所平常化

三崎診療所辻谷医師が去る、10月12日から病氣療養のため町民の皆様には大変ご迷惑をおかけしてりましたが、このたび臨時に中川裕章医師(30歳)を愛大医学部付属病院から迎えて10月24日から平常どおり診療しております。

又、歯科診療においても、伊藤泰司医師(30歳)に11月1日(火)から診療を再開していただきます。
診療日は毎週月曜日から木曜日、(休日を除く)です。

No.133号の

主な内容

〔今回は各課からのお知らせを主に掲載しました〕

- 2頁 秋の全国交通安全運動展開
- 3頁 9月補正予算決まる
- 4頁 こんなときこんな年金が受けられます
- 5頁 ご案内
- 6頁 参加しませんか半島駅伝大会
- 7頁 税を知る週間
- 8頁 よろこびとかなしみ

秋の全国交通安全運動展開

伊予のみち 愛のマナーでさわやかに

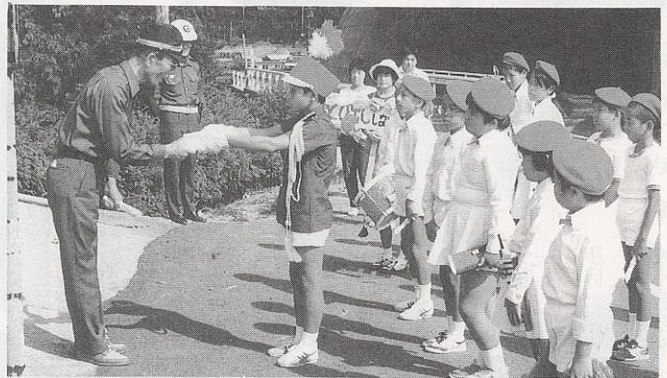


安全運転をお願いします (交通茶屋)

秋の全国交通安全運動が、去る九月二十一日(水)から三十日(金)までの十日間実施されました。本町では、高齢者の交通事故防止、シートベルト・ヘルメットの着用指導、小学校では正しい横断歩道の渡り方の指導等、交通安全意識の高揚と実践活動に努めました。

また、安全運動を呼びかける街頭キャンペーンが繰り広げられ、小学校児童の鼓笛隊パレード、交通安全茶屋を開いて、交通指導や、パンフレット・花の種・風船・生活改善グループの手作りおにぎりを配って、ドライバーの皆さんに安全運転を訴えました。

交通安全は、あなたの家庭から、地域の人々へと、積極的にその輪を広げていきましょう。



パレードごろうさま!! 与修小学校鼓笛隊

おめでとう!

昭和六十三年九月二十一日三崎の堀内 栄さんが、多年にわたり交通安全のために尽力し、交通事故の防止に貢献した功績により、全日本交通安全協会長から交通安全賞章と緑十字銅章を授けました。

堀内栄さん 全国表彰



表彰式

優良運転者26名・優良団体に3校

昭和六十三年三崎町交通安全協会の定例総会が、去る九月三十日、町民会館四階ホールで盛大に開催され、船山進会長より優良運転者二十六名、役員功労者五名、一般功労者一名、優良団体の部三団体が表彰されました。

昭和六十三年三崎町交通安全協会表彰者名簿

- ◎ 優良運転者の部
 - 三崎 中村 明和
 - 末廣 寅恵
 - 清家 寅吉
 - 田中 敏朗
 - 片岡 秀雄
- ◎ 優良団体の部
 - 二名津 天理教三崎島分教会 会長 浜本清三郎
 - 二名津中学校生徒会
 - 二名津小学校児童会
 - 取小学校児童会
- ◎ 一般功労者の部
 - 高浦 高田 正
- ◎ 役員功労者の部
 - 三崎 山下 輝広
 - 小西 市郎
 - 阿部 好勝
 - 宇都宮正文
- ◎ 三崎
 - 山本 久光
 - 菊池 正男
 - 濱中 満夫
 - 磯崎 文雄
 - 大内 晶利
 - 長山 雅雄
 - 山本真司郎
 - 岡本 保弘
 - 山内 節雄
 - 小田 和明
 - 菊池 類夫
 - 大岩 幸男
 - 田村 春美
 - 宮崎 三芳
 - 田村ヤエ子
 - 岡部富三郎
 - 菊地 甚吉
 - 山下 和美
- ◎ 津田
 - 正利
 - (特別) 釜木 博道
 - 川崎 徳二



交通安全の願いをこめて (二名津小学校鼓笛隊)

9月補正予算

港湾改修・町道改良などに
一億一千五百万三千円

(一般会計)

昭和六十三年第三回町議会定例会が九月二十七日から三十日の四日間の会期で開催され、一般会計補正予算(第二号)など六つの議案が提案され原案通り可決されました。

一般会計補正予算については、今年度計画している、普通建設事業費で補助金等の財源見通し

柳教育長再任

昭和六十三年九月三十日付をもって、教育委員として任期満了をむかえた柳教育長が今回の定例会において再任されました。なお河野一美委員長も同日再任され、その後の町教育委員会において、教育長に柳敏夫氏、教育委員長に、河野一美氏が再任されました。

第1表 一般会計歳入歳出予算額

(単位：千円)

Table with 8 columns: 歳入 (補正前の額, 補正額, 計) and 歳出 (補正前の額, 補正額, 計). Rows include 1町税, 2地方譲与税, 3利子割交付金, etc.

第2表 特別会計予算額

(単位：千円)

Table with 4 columns: 会計名, 補正前の額, 補正額, 計. Rows include 国民健康保険特別会計, 老人保健特別会計, etc.

第3表 水道事業会計予算額

(単位：千円)

Table with 4 columns: 補正前の額, 補正額, 計. Rows include 収益的 (収入, 支出) and 資本的 (収入, 支出).

定例会議事日程

- 日程第一 会議録署名議員の指名 宮部一男 井上幾太郎
日程第二 会期の決定 自昭和六十三年九月二十七日 至昭和六十三年九月三十日
日程第三 議長報告
日程第四 一般質問
○井上議員

- (一)三崎町の将来像に対する町長の基本構想について
○梶原議員
(二)伊方原子力発電所運転中の事故発生時における町の防災対策について
(三)過去五年間に伊方以外の原発の視察に行ったのは何回か。又その構成メンバーはどのような人達か
(四)町の行政改革について
(五)職員の綱紀粛正について
○金森議員
(一)三崎町が実施した国土調査の価値について
(二)過疎と町営住宅の因果関係について
(三)社会福祉行政について
○監査委員報告
日程第五 昭和六十二年三崎町水道事業会計決算の認定について
日程第六 議案第二十五号 昭和六十三年三崎町一般会計補正予算(第一号)の制定について
日程第七 議案第二十六号 昭和六十三年三崎町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)の制定について
日程第八 議案第二十七号 昭和六十三年三崎町老人保健特別会計補正予算(第一号)の制定について
日程第九 議案第二十八号 昭和六十三年三崎町老人保健特別会計補正予算(第一号)の制定について
日程第十 議案第二十九号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
柳敏夫 大正五年七月五日生れ
教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
河野一美・大正五年三月八日生れ

こんなとき こんな年金が受けられます

住民課より

国民年金には、自営業者や農業に従事している人だけではなく、サラリーマンやその奥さんも加入することになっており、すべての人が老齢基礎年金を受けられることになっています。

千円、二級では、六十二万七千二百円（いずれも六十三年度価格）の年額が受けられます。このほか、受給権ができたときに、十八歳未満の子を扶養しているとき、年金に加算があります。

誕生月には
現況届を
提出しましょう

国民年金の老齢基礎年金、老齢年金、通算老齢年金や厚生年金保険等の年金を引き続いて受けている人は、毎年一回誕生日の末日までに現況届を提出しなければなりません。現況届は、引き続き年金を受けられるかどうかを確認するためのものです。届出がされないときは、年金が一時差し止められます。現況届の用紙は誕生月の初めに送られてきますので、必要事項を記入し、町役場で証明をもとらって返送してください。

残された遺族には
国民年金に加入している人や、老齢基礎年金の受給資格期間を満した人が亡くなったときには、子のある妻、または、その子が遺族基礎年金を受けられます。

もちろん、亡くなった人は国民年金の保険料を納めていないとはなりません。

このたび、「平和祈念事業特別基金等に関する法律」が成立し、同法に基づいて、戦後、ソ連又はモンゴルの地域において、強制留置された方で、日本に帰還した戦後強制留置者、又はその遺族に慰労品（書状・銀杯）を贈呈するとともに、これらの方方のうち、年金、恩給等を受給していない方には、更に慰労金として一〇万円（二年償還の記名国債）を支給する。という通知がありました。

戦後、ソ連又はモンゴルの地域において、「強制留置」された皆様へ

年金額は、保険料を四十年間納めたひとは、満額の六十二万七千二百円（六十三年度価格）となります。

妻に子が一人いる場合は、八十一万五千三百円、子一人の場合は六十二万七千二百円（いずれも六十三年度価格）となり、子の数によって、加算があります。

慰労品の贈呈及び慰労金の支給は、請求にもとづいて行うとのことですので、慰労品・慰労金の請求をしようとする方は、請求書類を「平和祈念事業特別基金」あて、直接送付していただきますが、請求書類は役場

請求期限は、慰労品・慰労金とも、昭和六十三年八月一日から昭和六十八年三月三十一日までです。請求書等の送付先及び問い合わせ先は、
東京都文京区大塚五―三―十三
平和祈念事業特別基金
業務第二課
電話番号〇三―九四五―
四七〇三です。

障害者になったときは

年金の種類は、老齢基礎年金だけではなく、国民年金に加入中の病気やけがが元で、一定の障害が残ったときには、障害基礎年金が受けられます。

保険料を納めること

受ける条件としては、一定の期間保険料を納めていなくてはなりません。

年金は、老齢になったときのためだけでなく、思わぬ事故が起きたときにも、受けられる年金があるのです。

年金額は

障害の程度が、法律に定める一級に該当すると、七十八万四

年金を受けるためには、国民年金に加入している皆さんがきちんとして保険料を納めることが大切です。

パートタイム 労働旬間 の お知らせ

11月1日(火)~10月(木)は、パートタイム労働旬間です。
最近、家庭主婦層を中心に、パートで働く人が多くなってきました。しかも、パートタイム労働者については、労働条件が不明確であったり、働く者としての自覚が必ずしも十分でないことなど、種々の問題も指摘されています。
このようなことから、労働省では、パート労働旬間を設け、パートタイム労働者の労働条件の改善、雇用の安定等をはかることにしました。
詳しくは、愛媛婦人少年室
(松山市辻町2-36)
☎0899-24-6771)
までお問い合わせ下さい。



ごあんない

消防署第一分署

消防署から家屋調査のお知らせ。第一分署では、火災予防のため次のとおり建物の立入検査を実施致しますので、ご協力よろしくお願い致します。

1 調査地区

三崎町二名津・明神泊)・松・名取・釜木・平磯

2 調査期間

昭和六十三年十一月と十二月 毎月上旬の九時から十二時

3 対象建物

店舗等の事業用建物及び事業所と住居の併用建物

4 検査事項

- (1) 火気使用設備・器具の状況
- (2) 危険物・液化石油ガス等の貯蔵取扱いの状況
- (3) その他火災予防上の必要な事項

第一分署員が二名一組で、これらの事項について、建物に立ち入って調査致します。



自衛官募集中

自衛隊では、若人が入隊活躍されることを期待しております。

- 1、応募資格 18才以上～25才未満
- 2、身分 特別職国家公務員
- 3、給与 初任給(月額112,400円) 期末、勤勉手当(年3回、合計4.9カ月分)の他、各種手当が職務や勤務条件等に応じて支給されます。
- 4、衣食住 食事、宿舎費が無料の他、被服等もすべて無料で支給又は貸与されます。詳しいことは、役場または自衛隊愛媛地方連絡部大洲募集事務所(☎0893-24-4123)へお問い合わせ下さい。

広報誌等掲載文案 懸賞論文を募集!

地方自治法施行40周年・自治制公布100年記念懸賞論文を自治省等が主催者となって募集しています。テーマは、「21世紀をめざす地方自治」(同趣旨であれば題名は自由)です。賞金は一席100万円、二席50万円、三席20万円、佳作(5点)5万円。タテ書400字詰原稿用紙20~30枚。締切は、本年12月末日。あて先は、自治総合センター(〒105 東京都港区西新橋1-7-1)・詳細は同センター(☎03-504-0841)に。

ごぞんじですか

医薬品副作用被害救済制度



●この制度は、医薬品副作用被害救済・研究振興基金法に基づく公的制度です。

●制度の仕組みを解説したパンフレット及び請求用紙を無料でお送りします。

医薬品副作用被害救済・研究振興基金 総務部企画課相談係

〒170 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 26階 ☎03-988-2101(代表)

「第40回人権週間」

昭和63年度啓発活動

重点目標

社会の国際化と人権

—世界人権宣言40周年—

毎年、十二月四日から十日までの一週間は人権週間です。人権週間は、国民一人ひとりが、「人権」というものを再認識し、また、自己の行為によって他人の人権を侵していないか反省してみる週間でもあります。今年の人権週間では「国際化にふさわしい人権意識を育てよう」「いじめ、体罰の根を絶とう」「部落差別をなくそう」「女性の地位を高めよう」「障害者の完全参加と平等を実現しよう」の五項目を強調事項として

おります。差別、いやがらせ、家庭問題、次の方々です。近所とのもめごと、子供らのいじめ、体罰の問題などでお困りの方は、お近くの人権擁護委員か法務局またはその支局へ御相談ください。相談は無料で秘密は固く守られます。

なお、当町の人権擁護委員は 浜西 善男 (二名津) TEL 五四一-一五三八 都築 文之 (三崎) TEL 五四一-〇〇九

教育委員会より

文化遺産を残そう

(民俗資料収集室を確保)

私たちの祖先が残してくれた有形・無形の文化遺産や、郷土の歴史を知ることが大変重要なことであり、郷土に残されている文化遺産が、ともすると忘れようとして今日、私たちは、それを保存し、未来に伝え活用しなければならぬと思います。

みなさんの地区に、家の中に提供していただける民俗資料、古文書、その他ありましたら、町教育委員会(五四一-一一一)又は文化財保護審議会委員の方へ連絡して下さい。文化財保

三崎町文化財保護審議会委員名簿

氏名	住所	電話番号
磯崎茂文	三崎	54-0173
村中 忠	名取	54-1500
平井寿男	二名津	54-0193
若松富男	明神	54-1162
山本義麿	三崎	54-1628
菊池正朔	正野	56-0345
阿達 保	釜木	54-0270
堀江松夫	与	54-0169

「くくりわな」防止について

産業課より

近年、狩猟による事故や違反事件が発生することも少なくありません。

とりわけ、法律で禁止されている、いわゆる「つり上げ式くくりわな」が南予地方を中心に設置され問題になっております。

この「つり上げ式くくりわな」はイノシシ、オスジカ等の大型獣を捕獲するため生木、生竹、金属

等の弾性を利用するもので、人間がこれにかかった場合、身体の一部または一部を拘束し、普通自力で脱却が不可能な場合が多いうえ、重傷を負う可能性もあります。

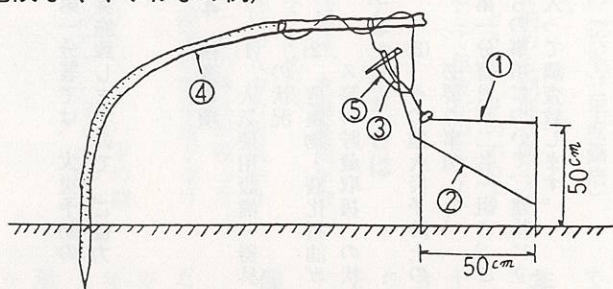
県では、このような危険を未然に防止すると共に狩猟の適正化を図るため、各警察署等の協力を得て狩猟違反取締りを一層強化することとしておりますがさらに違反防止の徹底を期するため、このような「危険なくくりわな」を設置しないようご協力をお願いいたします。

なお、このようなわなを発見された方は次のところへご一報下さい。

(連絡先)

- 最寄の警察署
- 八幡浜地方局林業課
- 三崎町役場産業課

(図) 「危険なくくりわなの例」



- ① 2ミリワイヤー2本より
- ② もめん糸(張)
- ③ とめ木
- ④ はね木(長さ3.5mm位)
- ⑤ 掛け木

②の張り糸に動物が触れると③のとめ木が下方にずれ
 ⑤の掛け木がはずれて④のはね木がはね一瞬にして
 ①のワイヤーが締め、動物がかかる

労働基準局より

最低賃金改定のお知らせ

愛媛労働基準局では、県内で働くすべての労働者に適用される「愛媛県最低賃金」を決定し十月一日から実施することとしました。

この決定により十月一日以降従業員に支払う賃金は一日三、四八三円(一時間 四三六円)以上としなければなりません。

詳細等のお問い合わせ先
 愛媛労働基準局 賃金課
 ☎ 〇八九九一
 二五二二〇一

又は、最寄りの労働基準監督署

雇用保険不正受給防止啓発月間 11月1日~11月30日

雇用保険の失業給付は、被保険者が失業した場合にその生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進するために必要な給付を行う制度です。

ルールを守って正しく受給しましょう。

(連絡先)

八幡浜公共職業安定所
 TEL 0894-22-4033

半島駅伝大会に参加を

'88佐田岬メロディーライン駅伝競争大会

冬季スポーツの華ともいえる駅伝競争大会のシーズンが近づいて参りました。

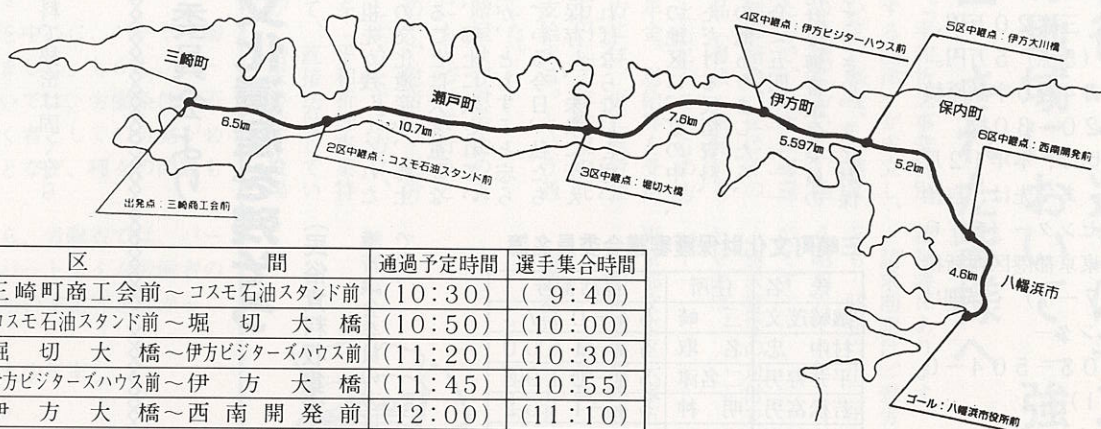
当大会は、日本一細長い佐田岬半島の頂上(三崎八幡浜間)40.197kmを6区間で行う大会で、昨年の記念大会にひきつづいて実施されるものです。

栄光のゴールをめざして、多数の参加を期待します。

※参加申込のメ切り日は昭和63年11月30日
 ※申込み先 瀬戸町役場
 ※詳しい問い合わせは佐田岬広域観光推進協議会へ
 (TEL 0894-5210111)
 日時 昭和63年12月18日
 小雨決行

- 受付 9:30
- 三崎町民会館 4F大ホール
- 開会式 10:00
- 三崎町民会館 4F大ホール
- 監督会議 9:30
- 三崎町民会館 4Fホール
- スタート 11:00
- 三崎町商工会前 スターター
- 三崎町長

- 閉会式 14:30
- 八幡浜市民スポーツセンター



区	間	通過予定時間	選手集合時間
1区 (6.5 km)	三崎町商工会前~コスモ石油スタンド前	(10:30)	(9:40)
2区 (10.7 km)	コスモ石油スタンド前~堀切大橋	(10:50)	(10:00)
3区 (7.6 km)	堀切大橋~伊方ビジターズハウス前	(11:20)	(10:30)
4区 (5.597km)	伊方ビジターズハウス前~伊方大橋	(11:45)	(10:55)
5区 (5.2 km)	伊方大橋~西南開発前	(12:00)	(11:10)
6区 (4.6 km)	西南開発前~八幡浜市役所前	(12:15)	(11:25)

(選手集合時間は通過予定時間の50分前とする。)

税を知る週間

昭和63年11月キャンペーン

国税庁や国税局の幹部が、新聞やテレビ、ラジオなどの座談会や対談に出席し、税及び財政の現状を説明するとともに、国民の皆さんから税に関する御意

座談会などの開催

国や地方公共団体は、私たちが国民が豊かで安定した暮らしができるように、いろいろな活動を行っています。例えば、私たちの身近な暮らしのまわりで見ても社会福祉の充実、住宅や道路の整備、教育の振興など、その活動は幅広い分野にわたっています。

税は、このように国や地方公共団体が活動するための大切な財源であり、私たちが生活の向上と安定を願う限りどうしても負担しなければならぬ、共同社会を維持するためのいわば会費であるといえます。

このように重要な役割を果たしている税について、広く国民の皆さんにそのしくみや使いみちを十分に理解していただき、その上で、正しい申告と納税をしていただく必要があります。

そこで、国税庁では、今年も十一月十一日(金)から十七日(木)まで「税を知る週間」とし、この期間中『この社会あなただけの税がいきている』をメインテーマに、広く国民の皆さんに税の意義や役割を正しく理解し、考えていただけるよう、全国的に次のような各種の行事を幅広く行います。

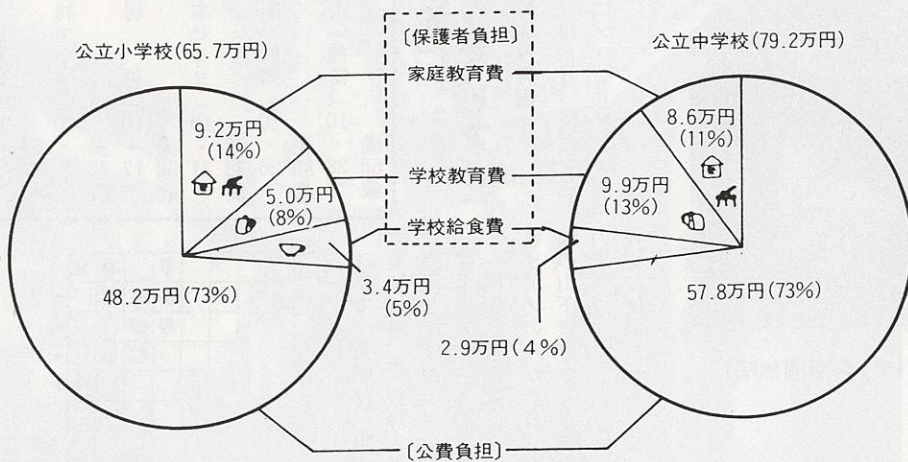
税に関する資料の展示

資料の展示

見を承ります。

国民一人一人が税のしくみや使いみちを知ることによって、税を身近なものとして考えていただけるように、全国各地のデパートや繁華街などで、税に関する資料を展示します。また、各税務署では、税に関する小冊子「国を動かすエネルギー」や「知っておきたい税情報」及び「わたしたちのくらしと税」、リーフレット「国税のしおり」などを御利用いただけるよう用意します。

児童・生徒1人当たり教育費の状況 (60年度)



● 国税モニターやオピニオンリーダーとの懇談

都道府県庁所在地や主要都市の税務署では、納税者の中から選ばれた国税モニターやオピニオンリーダーとの懇談を行い、税に関する御意見を承ります。

● 税務相談

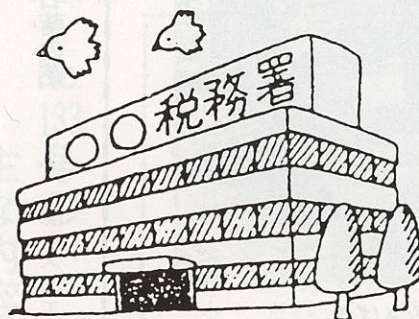
国税局の税務相談室や税務署における日常の相談体制を紹介するとともに、デパートや市役所、町村役場などで臨時の税務相談所を開設して、税金に関するいろいろな御相談に応じます。

税に関する

作文の表彰

全国の高校生から応募のあった「税に関する作文」の入選作品の発表と表彰を各税務署で行います。

その他



サラリーマンや主婦、児童・生徒などを対象とした「租税教室」を開催したり、一般納税者を対象とした税に対する説明会や講演会を開催します。

このほか、国税庁とは別に、税理士会や日本税務協会、青色申告会、法人会、酒類業組合、間税協力会、納税貯蓄組合などの民間団体においても、「税を知る週間」期間中、講演会や税法説明会などの各種行事が予定されています。

